

会 議 録

名 称	令和3年度（2021年度）第1回岸和田市地域公共交通協議会バリアフリー基本構想分科会									
開催日時 及び場所	令和3年7月1日（木）午後2時30分～午後4時00分 岸和田市立福祉総合センター 3階大会議室									
出席者	日野	鈴木	長谷川(真)	船橋	山田	日下	松下	小出	児嶋	讃井
	○	○	代理	○	○	○	○	○	○	○
	林	北川	河畑	奥野	深井	長谷川(雄)	岡田	大嶋	宇口	小林
	○	○	○	○	○	欠				
	根来	中出	上野	安野	羽室	川西	葛迫	伊勢	中西	大塚
		○	○	○	○	○	○	○	○	○
	岡部									
	○									
	オブザーバー 大阪府住宅まちづくり部建築指導室建築企画課福祉のまちづくりグループ 井阪総括主査									
	事務局（まちづくり推進部市街地整備課） 高橋課長、笠谷交通政策担当主幹、北出、笹本									
傍 聴 者	0名									
＜＜概要＞＞ ■報 告 ① 全体事業計画と令和3年度分科会スケジュール ② バリアフリー基本構想編の位置付け ■案件 ① 南海本線岸和田駅周辺地区 重点整備地区の境界設定及び生活関連施設、生活関連経路の見直し										
＜＜内容＞＞ ■岸和田市地域公共交通協議会バリアフリー基本構想分科会の会議録について （会長） 会長より本日の会議録署名人として日下委員を指名										
報告 ①全体事業計画と令和3年度分科会スケジュール （事務局） 資料1を用いて説明 ～委員からの質問～ （会長） ご質問等が無いようであれば報告①全体事業計画と令和3年度分科会スケジュールについては終えたい。										
②バリアフリー基本構想編の位置付け （事務局） 資料2を用いて説明 ～委員からの質問～ （会長） 以前の交通バリアフリー基本構想より、法律も変わっている。関係者の責務として、鉄道事業者や道路管理者等だけでなく、国民・市民に責務があるということが明記されている。ハードの問題だけでなく、国民・市民の責務についても考えていただきたい。 先日もトラックが子どもたちの列に突っ込むという事故があり、こうした事故があると「ガ										

ードレールを整備する」という話が出るが、全ての道路にガードレールをつけることは実質不可能である。その条件下で、安全を守るための取組みを皆さんで考えていただきたい。他の市の例では、道路が狭く拡幅もできないというところで、PTA や大学と連携し、通学時や高齢者の支援を行うということを明記している。困った状況になったときの助け合いについても考えることが、我々の責務だと思う。

(委員) 全ての道路に手すりやガードレールをつけることは難しいと思うが、幼稚園・保育園周辺など、小さな子どもが通る道だけでも、整備ができないか。手すりをつけたり、幅が狭い場合は溝に蓋をかけたりするなど、少しでも歩行者が通りやすくできないか。

視覚障害者として細い道は危ないと思う。少しでも子どもの通り道を確保できるようにしてほしい。小さなところから始めて、大きく広げていけたらと思う。

(会長) 以前も亀岡の事故時に通学路の点検が全国的に行われた。その後、大津での保育園での事故があり、保育園の散歩経路の点検が行われた。今回も、同じような施設点検をしようとしているが、根源はドライバーの問題である。

先ほど「責務」と申し上げたが、地域で話し合いをして、「多少の不便があっても、子どもやお年寄りの安全のためにこういう対策をしましょう」と話がまとまるとよい。

ヨーロッパの歴史的都市では、石畳や石板で路面がでこぼこしているところが多いが、誰かが他の人を助けるということがバリアフリーとして定着している。どこでもフラットに整備するのではなく、助け合うことが一番の対策で、二番目・三番目が傾斜を無くすということである。必ずしも、ハード整備が一番というわけではない。

それぞれの条件で気づく点があると思うので、次の点検ではそれぞれの立場からご覧いただきたい。

(委員) 資料 89 ページ・90 ページでは、歩道と車道を分離、交通規制の話がある。「安心して移動する」という話だと、自動車の速度を下げるという対策も考えられる。例えばイギリスでは、道路をくねらせて、自動車の速度が出ないようにしている。他に、路面を着色して、注意して走行しなければならないことを明確化している事例もある。

(会長) 日本ではどちらかというと交通規制というソフト対策から行われている。日本で行われている「ゾーン 30」は、規制のみである。ヨーロッパでは、エリアの入り口に対策をして、進入すべきでない車が入れないようにしているので、ハード対策も必要であると思う。

ただ、ハンプを入れると車いすで通りにくくなったり、クランクや S 字に道路をゆがめると視覚障害の方が迷ってしまったりと、別の問題が出てくる。自動車を抑制する際に、車いすや視覚障害者などの通行にどれだけ影響があるかは併せて検討いただきたい。

(委員) 個人的な話だが、娘を幼稚園に送る際の道がすごく狭いうえに、通過する自動車の速度が速い。細い道が通学路・通園路の場合は、車止めの設置や、自動車の速度を抑制するような整備ができないか。

(会長) 自動車の速度を下げたり、通過交通を下げたりすることへの抑止・防止策はたくさんあるが、実現できるかどうかは地域の方の合意による。合意形成が図れるような仕組みや風土を作っていく必要がある。

バリアフリー基本構想を作成する際は、まちづくりとして地域で協力してやっていくために、市の特徴をアピールできるようにとお願いしている。例えば、東岸和田駅周辺は防災街区として整備されているので災害時のことを強調したり、春木駅周辺であれば商業施設があることをアピールしたりといったことである。

岸和田駅は岸和田市の中心で、観光客や来街者がいるので、住民以外へのバリアフリーを考えるなど、みなさんから提案いただきたい。

今ご指摘いただいたように、子どもや障害のある方が安心して通行できないようなところについては、段差の解消だけでなく、歩行空間をどう確保していくかも含めて、提案いただきたい。また、ハード対策を行った際に別の問題が起こることについて、みなさんに合意いただきたい。コミュニティ道路でハンプが整備されても、段差を通る音がうるさいとの苦情で無くなってしまった例もある。本当に対策が必要なら、地域の方々から「騒音は我慢する」という話が出てきて成立する。自分事として考えて、提案いただきたい。

次回、ワークショップで現地を見ていただき、「基本構想の中身としてこういうものを付け加えられないか」ということも考えていただいて、提案いただきたい。

他に質問等無いようなので、確認いただいたということで、報告②バリアフリー基本構想の位置付けについては終えたい。

案件

① 南海本線岸和田駅周辺地区

重点整備地区の境界設定及び生活関連施設、生活関連経路の見直し

(事務局) 資料3を用いて説明

～委員からの質問～

- (委員) 資料3-2の3ページ、右上にプラットホームの写真がある。黄色い点字ブロックは、ホーム端から何センチか、基準はあるのか。
- (委員) 現在の規定では、ホームの端から点字ブロックの端まで80センチとなっている。古い基準で整備している駅もあるため、各駅で状況が異なるが、現在の基準は80センチである。
- (委員) 基準に則って整備している。東岸和田駅など新しい駅は、基準に則った点字ブロック及び内方線を整備している。
- (委員) 私は下肢障害で義足を使っており、点字ブロックの上を歩くことが怖いのだが、通勤ラッシュ時はやむを得ず点字ブロックの上を通る。駅によっては狭いと感じることがあるので、質問した。古い基準で狭くなっている場合は、余裕を持った位置に変更をお願いしたい。白杖を使われている方の転落事故が発生していることも考慮をお願いしたい。
- (会長) 岸和田市だけの問題ではなく、大阪駅や尼崎駅など大きな駅で、後付けでエレベーターやエスカレーターを設置することでホームの空間が狭くなっている場合がある。あらゆる箇所にエレベーターを設置すると、何箇所も狭い場所ができてしまう。
点字ブロックを敷設する箇所の基準も大事だが、エレベーターやエスカレーターがあるために点字ブロックが敷設できないというような、本末転倒なことが起こらないようにしてほしい。
十分な空間がある場合は80センチでよいが、プラットホームが広げられない限りは、限られた空間のやりくりを考えてほしい。それぞれの立場から、足らない部分を調整いただくことが大事なので、遠慮なく意見をいただきたい。
- (委員) 資料3-3の3ページに、生活関連施設選定の考え方という表があり、旅客施設の一日の利用者数が3,000人以上と書かれているが、蛸地蔵駅、和泉大宮駅は、平成30年時点で3,000人に達していない。この人数は問題ないか。
- (事務局) 現行の交通バリアフリー基本構想策定時も蛸地蔵駅は利用者数が少なく、3,000人以下だった。その際に、市内7駅の中で1駅だけ対象外とするのかという議論があり、特定旅客施設ではないが他の駅と蛸地蔵駅を同等に扱うという形で検討してきた。今回の見直しにあたっては、和泉大宮駅も利用者が減っているが、引き続き対象としていきたいと考えている。
- (会長) 岸和田駅という利用者数が多いところと蛸地蔵駅、和泉大宮駅をセットにしたエリアということで取り扱うという理解である。
- (委員) 本日、南海電車を利用したが、車内に電光掲示板が無く、どこの駅にいるかが分からなかった。また、岸和田駅では、電光掲示板があるということが分かりにくかった。
- (委員) 車内の案内については、新しい車両及びリニューアルした車両は、車内に案内をつけている。車両更新時にはそうした設備をつけていく。
駅の掲示板は、パタパタする昔ながらの掲示板と、LEDで「電車が接近しています」と表示するものの2種類があるので、分かりにくいかもしれない。更新の際には、順次最新型にしていくが、現段階ではいつできるという計画は無い状態。
- (会長) 適宜、更新いただけるとのことだと思う。
- (委員) 資料2「その他の取組み状況」の中に、交通安全教室のことが書かれている。この交通安全教室は私も参加したが、3～4年前のもので、その後行われていない。この10年間で1回しか行われていない。継続性が無いものを載せられるのは心外である。
ハード面の問題は意見を出しやすいが、こういった問題は言いにくい。
継続的な教育の取組みが必要で、例えば、免許証を持っている人に対しては、認知症の問題などもあり各種教習でカバーできる。そういった継続的な取組み、施策を入れていただきたい。
- (事務局) 継続的な安全教室の実施・周知は重要と考えている。市と警察の共同で行っている取組みのため、今後継続的に取組めるのか、関係者と調整していきたい。
- (会長) 一般的に、高齢者の方や子どもの交通安全教室は警察の所管で行われていることが多い。以

	前私も、子どもの交通教育に取り組んでいたが、多くの小学校で交通安全教育に時間を取れないと言われた。なかなか、組織の仕組みの中に交通安全教育を入れられないという現状がある。 バリアフリー基本構想は、法律にそって策定するものだが、それだけで終わると地に足の着いたことができないので、みなさんの思いをできるだけ、伝える・広げることの重要性を明記いただきたい。 今のご意見のように、取組みが継続できていないような点をご指摘いただき、継続していくにはどうしたらいいのかを、次のステップとしてご提案いただきたい。
(会長)	経路について質問だが、岸和田駅から浪切ホールに行く商店街は、生活関連経路案に入っていない。これは、周辺に生活関連施設が無いからか。
(事務局)	昭和大通り（商店街）から、西側の岸和田港塔原線に変更する形で、道路管理者と協議中である。
(会長)	市民の方は商店街を歩くことの方が多いと思う。 以前の基本構想の際には、特定経路の規定により、商店街を入れにくかった。私が関わったものでは、「準特定経路」として位置づけされた例もある。 実際に市民の方が利用するのは商店街だと思うが、特定経路には入れられないのか。今回の法改正ではどのような扱いか。
(事務局)	昭和大通り（商店街）を経路とすることは、ルール上不可能ではない。いただいたご意見を踏まえ、岸和田港塔原線及び昭和大通りの経路選定について、「準特定経路」の考え方も含めて、検討を進めていきたい。 また、岸和田駅周辺は祭礼行事もあり、道路の形も地域の方の要望に合わせて整備している。岸和田駅から浪切ホールへのルートも、祭礼対応のルートとなっているため、併せて検討したい。
(会長)	普段利用されている中でのご意見があればぜひお願いしたい。 資料に書かれている生活関連経路案は協議中とのことだが、歩道幅員などは規定を満たしているものか。
(事務局)	全て満たしている状況ではなく、これから整備すべき路線も含まれている。
(会長)	経路として示されていても、実際にはバリアフリー化されておらず通れないことがある。それでは意味が無いので、経路が整備されるまでの代替経路を示すことができるように、お願いしたい。 他にご質問等が無いようであれば、案件①南海本線岸和田駅地区については終えたい。ご意見があれば本日に限らず、事務局まで連絡されたい。
④その他	
(委員)	その他の情報提供だが、資料３－１に上位計画における位置付けとして「まちづくりビジョン」「都市計画マスタープラン」における位置付けが記載されている。これらの計画は平成23年策定であり、現在、市民懇話会を月２回行い、市民の方を交えて見直しをしている。見直し後の計画は令和4年策定、令和5年スタートの12年計画となる。 市広報の7月1日号にお知らせしているが、7月下旬から8月頭にかけて、地域説明会（意見交換会）をそれぞれの地区で実施する。 上位計画における岸和田駅周辺の位置付けについては、「にぎわいの創出」や「安全安心なまちづくりを目指す」ということに変わりはない。
(会長)	上位計画が変更になるが、バリアフリー基本構想には影響しないという理解である。
(事務局)	今後の作業については、本日いただいたご意見を踏まえ「バリアフリー基本構想策定」についても引き続き必要な手続きを進めて参りたい。 次回の分科会は令和3年7月30日に実施したい。後日開催案内を送付するので、宜しくお願いしたい。
(会長)	7月30日までに時間があるので、資料をご覧くださいお気づきの点があれば、事務局まで連絡されたい。
(会長)	以上をもって、令和3年度第1回 岸和田市地域公共交通協議会バリアフリー基本構想分科会を閉会とする。

岸和田市地域公共交通協議会会議運営規程第 5 条の規定により

令和 3 年度（2021 年度）第 1 回岸和田市地域公共交通協議会バリアフリー基本構想分科会の
会議録をここに署名する。

議 長

署 名

会議録署名人

署 名